

参議院先例集

98 議員の氏名は、原則として本名を用いる
議員の氏名は、本名を用いることとするが、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称（公職選挙法制度上の通称）を使用することができる。
なお、婚姻により氏を改めた議員が引き続き婚姻前の氏を通称として使用することを議長が許可したことがある。

（注）議員の氏名は、従来、本名を用いることとしていたが、第140回国会平成9年6月9日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があり、同年9月29日に召集された第141回から議員の通称使用が認められた。

一 議員氏名

議員氏名は、従来通り、内閣総理大臣からの当選人報告に基づき、これと当選証書記載の氏名を対照したもの（以下「本名」という。）を用いるのを原則とする。ただし、通称を議員氏名として使用したい議員は、当選証書の対照後、通称使用の許可を申請することができる。

二 通称の範囲

通称とは、公職選挙法制度上の通称（公職選挙法施行令第88条の5第7項、第89条第5項）とする。通称の使用が許可された場合には、以降任期中、通称使用の例外（叙位・叙勲の申請等、専ら院外で使用するもの又は通称の使用によって実務上混乱が生じるおそれのあるもの）を除いて、通称を議員氏名として用いるものとする。

* 「通称」とは、公職選挙法施行令第88条第8項で「本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの」と定めています。地方議会の議員についても、同施行令第89条第5項に基づき同様の扱いとなっております。

行政実例（昭和34年5月26日）

問一 地方自治法第123条に規定するところの会議録への出席議員の氏名記載並びに会議録への議員及び議員二名以上の署名は、当然にはそれぞれ当該本人の戸籍上の氏名が用いられるべきものであるが、この場合においても、戸籍上甲野太郎なる者が一般選挙に際して甲野一夫なる通称名で選挙管理委員会に立候補届出をなし、当選をし、将来の政治活動をする上において、選挙の際用いた通称名で終始したい旨議会事務局に申し出たときはこれを積極的に拒むだけの根拠にとぼしいと思われるが、どうか。

問二 なお、報酬旅費等の書類上の取扱いについても前項に準じ処理してよろしいか。

答一及び二 原則として戸籍上の氏名によるべきであるが、通称によっても違法ではない。